

## 議案第3号

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に該当する統計調査員及び指導員の報酬及び費用弁償について規定することに伴い、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 特別職の職員のうち統計調査員及び統計指導員については、国の定める額を支給する。別表に次のように加える。

統計調査員及び統計指導員	国の示す基準により算定した額	国の示す額
--------------	----------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前					改正後				
(費用弁償) 第3条 (略) 2・3 (略) (新設)					(費用弁償) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 特別職の職員のうち統計調査員及び統計指導員については、 国の定める額を支給する。</u>				
別表 (第2条、第3条関係)					別表 (第2条、第3条関係)				
区分	報酬			費用弁償	区分	報酬			費用弁償
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
(略)					(略)				
その他の附属機関の 構成員及び非常勤職 員	予算の範囲内で町長が定 める額				その他の附属機関の 構成員及び非常勤職 員	予算の範囲内で町長が定め る額			
(新規)					統計調査員及び統計 指導員	国の示す基準により算定し た額			国の示す額